

平成26年3月3日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総	務	松	浦		勉
企	画	打	上	俊	雄
企	画	寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農	林	中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教	育	中	島		剛
生	涯	澤	野	政	信
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成26年 3 月 3 日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
-

午前10時 開会

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから平成26年鹿島市議会 3 月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾勝利君）

まず、日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、14番松本末治議員、1 番中村一堯議員、2 番稲富雅和議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日 3 月 3 日から26日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の 3 月定例会に市長から報告 2 件、議案19件の提出がっております。議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成25年度11月分、12月分の出納検査結果の報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る12月定例会において可決になりました意見書第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書、これにつきまして、平成25年12月24日付で各関係機関に送付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3、議案の一括上程であります。

報告第1号、第2号及び議案第1号から議案第19号までの19議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本日、ここに鹿島市議会平成26年3月定例会を招集し、新年度の各会計予算を初め、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市のこれまでの取り組みと最近の情勢などについて申し上げます。

私が市長に就任をいたしましてから4年になりまして、任期でございますと最後になります議会に臨むに当たり、これまでの時間を振り返りながら、改めて市民の皆様の負託に応える重みというものを感じているところでございます。

市長に就任したときに申し上げましたが、私の市政に寄せる思いを一言であらわすとすれば、ふるさと鹿島に新しい風を吹かせたい、そして風通しのよいまちにしたいということでございました。その思いは今でも変わっておりませんし、この4年間を精いっぱい努めてきたつもりでございます。

就任した年に策定をいたしました第五次鹿島市総合計画においては、「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」を鹿島市の目指す都市像として掲げ、これまで産業振興、福祉・保健・医療の充実、建設環境の整備、教育文化の向上、地域資源を活かしたまちづくりなどに取り組んできたところでございます。

このようなことを踏まえ、これまでの取り組みについて少し具体的に振り返ってみますと、まず産業振興の分野では、佐賀大学や九州大学などの学術・研究機関と連携し、中山間地域の荒廃園対策やイノシシの被害対策における研究開発を進めてきましたほか、鹿島市の特色を生かした農産物について新たな品目の試験栽培を初め、食品加工業者などのさまざまな業種の交流による新たな食の開発、地元の食材を活用した「SOiSOi（そいそい）」など新たな商品化にも取り組んできたところでございます。

また、都市圏の有名ホテルと鹿島における食材の産地との交流を深める鹿島ぼてんしゃる事業などにより、地元の高校生と有名シェフとの間における実習的な交流など、将来につながる取り組みができたものと思っております。

福祉・保健・医療の充実のための施策としましては、子どもの医療費助成の対象者の拡大や女性特有のがん検診の充実などを進め、安心して産み育てられる環境、健康づくりを推進してまいりました。

建設環境の整備という面においては、国や県、JR九州と連携して、まず市の玄関口であります肥前鹿島駅のバリアフリー化整備事業を実施いたしました。今後は、駅舎や駅前広場なども含めた一体的な整備について、具体的な検討をしていく必要があると考えております。

さらに、道路整備につきましては、市民の皆様から御期待が大きい有明海沿岸道路の整備促進と延伸計画の要望を中心に、国や佐賀県に強い働きかけを行ってまいりました。

また、定住促進施策の一つとして、古枝の雇用促進住宅を購入し、昨年4月から市営古枝住宅として管理運営を開始いたしました。子育て世代や市外からのUターン者などの受け入れを促進するために、特に市外の方について、家賃の減額や敷金の免除といった優遇策を設けたことにより、少しずつではありますが、入居者数はふえてきているところでございます。

そして、地域経済の活性化と住まいの安全・安心の確保などを目的とした住宅リフォームの助成制度につきましては、予想を上回る申し込みがありましたので、予算の増額や制度の延長を行いながら、住環境の整備にはもちろんのこと、市内の経済にも一定の効果が得られたと思っております。

教育文化の向上を図る施策としましては、市内小・中学校の耐震化や大規模改修について、当初の計画より前倒して実施をいたしております。このことにより、災害時の避難場所となる市内小・中学校の耐震化率は、平成27年度には100%になる見込みであります。

そのほか、地域資源を活かしたまちづくりとして、伊能忠敬来鹿200年記念事業や碁聖寛蓮碁式献上1100年記念事業の実施、スポーツ合宿など、鹿島に新しい風を吹かせたいという思い、さらには子供たちの向上心に応えるため、非日常、本物の体験をしてもらいたいと考えて、地域の埋もれた宝を掘り起こすという視点で、新たな取り組みを行ってまいりました。

これまで述べてまいりましたさまざまな施策につきましては、今後取り組むべき課題を示した鹿島ニューディール構想にも掲げているところでありますが、今後、人口減少や少子・高齢化が加速度的に進む中、鹿島市の都市機能を維持していくためには、ニューディール構想の中でも優先的に取り組まなくてはならないものがシビックセンター再整備構想であります。

特に、平成26年度には、その一端を担う市民交流プラザ、これは仮称でございますが、これの開設を控え、さらに県の現地機関の受け入れ先と考えております新世紀センター、これも仮称ではございますが、この建設にも道筋をつけていきたいと考えております。

次に、市民交流プラザ（仮称）の施設運営について申し上げます。

鹿島ニューディール構想の一つである市民交流プラザ（仮称）は、福祉会館などの老朽化対策、機能充実、市民の皆様から要望の多い子育て支援施設などの設置や中心市街地のにぎ

わい創出、交流人口の拡充などを目的としております。

現在、庁内で組織をしております調整会議や関係団体との調整を進めながら、いつでも、誰でも、気軽に顔を出せるような施設運営を目指し、総合案内の設置や交流スペースといったフリースペースの有効活用、施設の相互利用、開設日、あるいは開設の時間帯の拡充など、利用者目線に立った運営について詰めを行っているところでございます。

これらを可能にすることにより、ただ単に福祉会館の機能が市民交流プラザ（仮称）に移転するのではなく、施設利用者以外にも幅広い年代の方や地域の皆様が集い、憩える居場所づくりとなりますし、また交流し、連携して活力を生み出す新たな付加価値を備えた施設になるものと考えております。

これらを具体的に申し上げますと、各種事業などの利用促進による人・もの・情報の交流促進、地域や市民等が連携・参画して、自主活動ができるような場の提供、憩いと安らぎを感じる魅力的な日常空間の演出などによるにぎわい創出などでございます。

今後、この市民交流プラザ（仮称）が核となり、市民サービスの向上、中心市街地のにぎわい創出につながるような施設にしていきたいと思いますと考えております。

次に、佐賀県の現地機関の見直しについて申し上げます。

佐賀県は、御承知のように、昨年11月に県の現地機関の再編整備について素案を公表し、鹿島市に関係する分では、現在の鹿島農林事務所と武雄農林事務所を統合し、杵藤農林事務所として鹿島市へ設置し、鹿島土木事務所と武雄土木事務所を統合し武雄市へ設置するとしております。また、農業改良普及センターは、現在の機能を維持しながら農林事務所の組織として再編されるということになっております。

私どもは、現地機関見直しの必要性には一定の理解を示すものであり、また、再編後の農林事務所が規模を拡大して鹿島市へ設置されると。そのことにつきましては、第1次産業を基幹産業として位置づけております本市にとっては歓迎をするところであり、農林業振興に資するものと大いに期待するところであります。

一方で、鹿島市は、これまで現在の鹿島総合庁舎の機能の存続を強く働きかけてきた経緯もあり、土木事務所が市外へ移転することについては、防災対策や国道、県道、河川などの整備や維持管理、許認可や各種手続などの受付窓口機能、地域住民の相談窓口機能など、議会、区長会を初め、多くの市民の皆様には不安や懸念があることも見逃せません。

そこで、県の素案公表以来、地域の不安を払拭するため、いろいろな段階を通じて県との協議を行い、具体的な提案を行ってきたところであります。

その結果、再編後も現在の土木事務所が担っている防災体制の整備、受付相談窓口の設置、それぞれの担当職員の配置、土木事務所職員が必要に応じて鹿島庁舎に向いて、地域住民の皆様との打ち合わせや事業が行えるサテライトオフィスを設置するなどが示されました。

また、再編後の杵藤農林事務所は、ことし9月、一旦は現在の鹿島総合庁舎の建物に移転

をしますが、鹿島市が建設を計画しております新世紀センター（仮称）が完成した段階で移転をしていくということが確認をされております。

これらのことは、先日の佐賀県議会の場でも質疑の中で表明されておりまして、おおむね鹿島市が提案をしておりました内容を満たしていると一定の評価をいたすところでございます。

今後、さらに実務的に詳細を詰めていくこととなりますが、県の現地機関再編については、実際の機能の維持・充実と、地域住民の皆様へ安心感を与える見え方の両方が必要であると考えておりまして、この機会をとらえ、さらに鹿島市と佐賀県との連携を強化し、建設を計画しております新世紀センター（仮称）がこの地域の農林業振興や防災減災の拠点として有効に活用されるものと確信しております。

次に、鹿島市民会館建設研究会の進捗状況について申し上げます。

老朽化している鹿島市民会館への対応について、今後どのような方向に進むべきか、それまでまちづくり懇話会の中で、市内の主要団体の皆様へ御意見を伺ってまいりました。

これをさらに深く掘り下げるため、市内の主要団体の代表者の皆様や公募の皆様、そして学識経験者として佐賀大学の三島教授をお迎えし、新たに鹿島市民会館建設研究会を昨年10月に設置したところでございます。

研究会では、最近における市民会館の利用状況やエイブルホールとの関係などを踏まえた上で、市民会館が求められる役割や機能、そして建設の場所や建設の規模などに関して、これらの項目ごとに議論していただいております。

これらの御意見は今月末を目途に報告書としてまとめていただくことになっておりますので、市民の皆様には、その内容を踏まえてどのような方向で進んでいくべきか、何らかの形で市としての方針を御提示したいと考えております。これが市民会館を建設するという方向で進んだ場合には、市民会館建設基本計画の策定を行う市民会館建設検討委員会を設置し、建設の基本コンセプトなどを策定していく所存でございますので、市民の皆様はもちろん、議会の皆様の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、東部中学校改築事業について申し上げます。

東部中学校の南棟と中棟は、長年学びやとして多くの生徒を見守ってまいりましたが、建設から約50年を経過し、老朽化するとともに、安全・安心の指標である耐震度も不足しておりましたことから、25年度、26年度の2カ年をかけて改築工事を行っております。

その改築工事に当たっては、災害発生時において生徒たちの安全を確保するとともに地域住民の避難場所となることを視野に入れて、長期間にわたる避難生活にも対処できる機能を備えるような施設にしたいと考えております。

まず、避難者の収容スペースとしては、体育館を主に使用することとなりますが、高齢者や障害をお持ちの方など、いわゆる要援護者と言われる方々のための避難スペースとして、

多目的室を1階に設け、同じ1階に避難施設や炊き出し施設となります被服室や家庭科室を配置し、長期にわたる利便性を確保しております。

また、体育館の近くには、トイレ・シャワー施設と避難生活の必需品を備蓄する倉庫を複合して備える屋外便所棟を設け、通常のトイレとは別に、オストメイト対応のトイレを男子用、女子用各1カ所、さらに温水シャワー施設にも男女各1カ所障害者用を整備し、備蓄倉庫には、まず600食分の食料や当面の飲料水、600枚の毛布などを備える予定としております。

これに加えて、新しい校舎の屋上には、鹿島市の公的施設では初めてとなります20キロワットの発電能力がある太陽光発電施設を設けるほか、災害で電源を失った場合に非常用発電装置や上水道が使えないときには、地下水をくみ上げて浄水する装置も備えております。

このように、災害時に避難者が安全に、安心して避難生活を送れるように万全を期して設備を備え、佐賀県では初めてとなる避難所としての機能を備える学校が年末には誕生するというところでございます。

次に、市制施行60周年記念事業について申し上げます。

鹿島市は、平成26年4月1日、すなわち本年の4月1日に市制施行60周年を迎えます。人生でありますと還暦を迎えるという年に相当するということから、ことしは60年の歩みを振り返り、新たな出発点に立つという節目を念頭に置いて、記念事業を実施する予定でございます。

記念事業においては、未来の鹿島市を担っていく子供たちにも、その主役となって事業を盛り上げてくれるということを期待しております。

さらに、この記念事業は、鹿島市の歴史・伝統・ものづくりにも光を当てるとともに、市民の皆様とのきずなをより深めていく機会でもありますので、次の4つの視点で事業を行うこととしております。

1つ目に、これまで先人たちが築き上げてきたものを振り返る。2つ目に、ものづくりを土台として発展してきた歴史から、この60年という節目に、いま一度鹿島市のものづくりに焦点を当てる。3つ目に、未来を担う子供たちにとって深く心に残り、子供たちが夢を膨らませることができるような事業を実施する。最後に、市民の元気が出るような、市民も参加をしていただく、そういうイベントを行うということでございます。

このようなことをコンセプトに掲げながら、今年10月26日に記念式典を実施するほか、さまざまな記念イベントを開催する予定でございます。

鹿島市の今日の姿を築き上げていただいた先人の皆様への感謝と、将来を担う子供たちへの期待を込める意味から、市民の皆様とともに、市を挙げてお祝いをするということで、市政のさらなる躍進を目指していきたいと考えております。

次に、スポーツ合宿の状況について申し上げます。

鹿島市では、陸上競技場や隣接するクロスカントリーコースなど恵まれたスポーツ資源を

生かしたまちづくりの一つとして、平成23年度からスポーツ合宿の誘致に取り組んでいるところでございます。

年々参加団体がふえており、3年目となる本年は新たに早稲田大学、國學院大學なども加わって、2月12日から2月30日まで、およそ40日間ほどの期間に約130名の選手とスタッフの皆さんが鹿島で合宿をされることになりました。

ホテルや商店街、飲食店、物心両面にわたってサポートや激励をいただいております市民の皆様、事業所の皆様など、多くの方々の御協力をいただき、充実した合宿となっておりますことを御報告し、また、支えていただいている皆様方に心から感謝申し上げます。

このスポーツ合宿を誘致するに当たりましては、一流の選手たちを子供たちにじかに見てもらいたい、全国各地から鹿島に来る選手たちと市民や子供たちとの交流を大切にしたいという思いがございました。そのような思いから、子供たちを対象とした陸上教室や合同練習、幼稚園児と学生との交流会などを実施したところであり、その中で子供たちの生き生きとした目や笑顔がとても印象に残っております。

また、先日開催されました第63回公認鹿島祐徳ロードレース大会では、本年の箱根駅伝優勝校の東洋大学や北京オリンピックに出場されました竹澤健介選手など多くの実力派の皆様が鹿島を訪れてもらい、さまざまな交流やつながりができました。その中でも文武両道で知られております岡山の倉敷高校におかれましては、10名以上の選手が高校10キロの部に出走され、本年夏ごろに多くの生徒による鹿島での合宿のお約束をいただいているところがございます。また、直接関係をする選手以外に、各校の応援のため、OBを初め多数の市外の方々が鹿島を訪問されているということも御紹介をしておきます。

合宿誘致制度がスタートしてからまだ3年目ですが、ほとんどの団体がリピーターとなっていていただき、市民の皆様の御協力のもとに「スポーツ合宿のまち鹿島」が定着していくものと確信しているところであります。

今後とも、スポーツ振興を通じた鹿島市の活性化のために物心両面にわたる御支援と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

最後に、産業活性化施設「海道（みち）しるべ」の開設について申し上げます。

「地域農業再生に向けた取り組み」、「6次産業化・農商工連携に向けた取り組み」、「観光資源としての活用」の3つを大きな柱に、現在多良岳オレンジ海道沿いに建設中の産業活性化施設は、いよいよ建物の完成が間近になりました。

昨年の10月から11月にかけてこの施設の愛称を公募いたしましたところ、全国から793件の御応募をいただきました。選考の結果、「海道（みち）しるべ」という愛称に決定をさせていただきました。この愛称には、多良岳オレンジ海道沿いの、この施設での取り組みや人の結びつきが、農業や地域産業の未来に向けての道しるべになってほしいという願いが込められております。

建物の完成後、外構の施設の整備などを整えてからオープンをさせていただくこととなります。鹿島市の産業活性化の拠点として多くの方々に御利用していただくことを期待しているところでございます。

以上、3月定例会の開会に当たりまして、鹿島市のこれまでの取り組みと最近の情勢について申し上げます。今後とも市民の皆様並びに議員の皆様とのさらなる御理解と御協力を重ねてお願いするものでございます。

それでは、提案いたしました案件について、その概要を説明いたします。議案は、当初予算、補正予算など合計21件でございます。

まず、議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について申し上げます。

我が国の経済は、景気回復の兆しが見えてきているとされていますが、長引くデフレの影響、TPP問題、4月からの消費税増税の影響など、依然として景気の先行きに不透明感が続いております。これまでも国庫補助負担金や地方交付税の削減が行われ、加えて、東日本大震災の復興財源確保についての国の動きは地方財政へ影響を及ぼしており、地域格差の拡大など、我々地方自治体を取り巻く状況は引き続いて厳しいものがございます。このため、地方財政全体においては、地方税収入は増加をするものの、社会保障関係経費の自然増、公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じる見込みとされております。

このような経済、財政状況を念頭に置きながら、鹿島市の平成26年度の予算編成に当たっては、第五次鹿島市総合計画の理念に沿った市政運営を基本とし、行財政改革大綱、実施計画と中期財政計画、これに国が示す地方財政計画の指針を踏まえて予算編成を行うことといたしました。

なお、御承知のとおり、平成26年度は市長改選期に当たりますので、当初予算においては新規の政策的事業は計上をいたしておりません。選挙後の6月議会において新市長の施政方針に基づき、新規施策などの政策的経費を加えた補正予算を提案することになるかと存じます。

その中で、平成26年度鹿島市一般会計予算においては、平成25年度から実施しております地方都市リノベーション事業や東部中学校改築事業など大型の継続的事业の実施により、総額は13,589,000千円となり、平成25年度当初予算と比較いたしますと7.4%の増となっております。第五次鹿島市総合計画に盛り込まれている重要な政策的事業でございます定住促進、子育て支援、交流人口の拡大などの実現に向け、地域における中核都市としての復活を目指す鹿島ニューディール構想実現型の予算となっております。

このうち、歳入では、主要一般財源であります市税が、個人市民税や固定資産税の増加により1.1%の増となる見込みであります。しかし、地方交付税は、地方財政計画によりますと全体枠で1.0%の減とされていることなどから、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方

交付税につきましては、4.0%の減で計上をいたしております。

一方、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費といったいわゆる義務的経費は、公債費の減などにより0.3%の減となっております。また、産業活性化施設の設置や消費税増税に伴う経費の増、扶助費の増などにより、消費的経費全体では2.8%の増となっております。

また、市債残高につきましては、平成12年度の138億円をピークとして、平成26年度は92億円となり、46億円の減少を見込んでおります。このうち、地方交付税で償還費が全額措置をされることとなります臨時財政対策債を差し引きますと、建設事業に充てた実質的な市債の残高は49億円程度となり、この償還につきましても約5割の交付税措置が見込まれております。

投資的事業につきましては、全体で前年比48.9%の増で計上いたしております。うち補助事業は、本年度から引き続いての地方都市リノベーション事業や東部中学校改築事業などにより200%の増となっております。単独事業につきましては、保育所整備事業などの減により42.0%の減となっております。このほか主な事業といたしましては、民生費では、地域共生ステーション防災対策整備事業、農林水産業関係では、儲かるさが園芸農業者育成対策事業、水産基盤ストックマネジメント事業、土木関係では、社会資本整備総合交付金事業、伝統的建造物群保存地区対策事業、教育関係では、小中学校耐震補強大規模改造整備事業などを計上いたしております。

このほか、基幹水利施設ストックマネジメント事業を初め、経営体育成基盤整備事業などの県営事業につきましても、県と連携し、また、補助事業や市単独事業と有効に組み合わせながら、都市基盤の整備、産業経済基盤の強化、市民生活の利便性向上など都市機能の充実を図っていく方針でございます。

これらの施設の主要財源となります市税や普通交付税の動向には、なお不透明な部分もございますので、当初予算の編成段階では、財政調整基金から430,000千円、公共施設建設基金から307,000千円の繰り入れを計上いたしており、また市債で臨時財政対策債を4億円発行することで、一般財源所要額の確保を図っております。

今後、税収や地方交付税の動向を注視しながら、歳入確保の努力と歳出削減や効率的な事業運営の努力を続け、できる限り基金からの繰り入れを圧縮していきたいと考えております。

続いて、議案第2号から議案第7号までの6議案について申し上げます。

これらは、平成26年度の各特別会計及び水道事業会計の予算案でございますが、各会計につきましても、一般会計と同様に厳しい経済、財政状況を勘案しながら、健全な財政を維持し、かつ効率的な事業運営を目指し、予算編成を行っております。

次に、議案第14号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎えるに当たり、主に決算見込みや事業確定に伴う経費の増減など

について計上いたしており、その総額から496,595千円を減額し、補正後の総額を13,557,631千円といたすものでございます。

このうち歳入では、市税の決算見込み額を計上し、加えまして事業確定に伴う国庫支出金、分担金及び負担金、市債などの増減調整をいたしております。

そのほか、市町村振興宝くじ収益金交付金として、総額18,678千円の配分を受けましたので、当該交付金の趣旨を踏まえ各種事業の財源として活用してまいります。

一方、歳出につきましては、事業確定に伴う経費の増減が主なものでございますが、今回、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業を初めとする2事業を前倒しして実施することとし、新たに計上いたしております。

さらに、株式会社スーパーモリナガ様から環境美化事業のため御寄附をいただきましたので、その趣旨に沿って有効に活用させていただくことといたしております。

また、伝統的建造物群保存地区対策事業など10事業につきましては、工事のおくれなどの理由から一部を平成26年度に繰り越して支出する必要があるため、繰越明許費も合わせて提出いたしております。

続いて、議案第15号から議案第19号までの5議案についてでございますが、これらは平成25年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算案であり、主に決算見込み及び事業費確定による補正となっております。

次に、予算以外に関する案件について申し上げます。議案は、報告2件、条例制定2件、条例改正4件となっております。

初めに、専決処分事項の報告について申し上げます。

報告第1号は、市議会閉会後に発見する予算その他の誤りの訂正について、報告第2号は、交通事故による損害賠償の額の決定について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、それぞれ専決処分をいたしたもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

続いて、新規条例の制定に関する2議案について申し上げます。

まず、議案第8号 鹿島市産業活性化施設設置条例の制定についてでございます。これは先ほども申し上げましたが、農林水産物を初めとする鹿島の地域資源の加工、研究、そしてそれらに係る地域間の交流などを通じ、地域産業の活性化に寄与するための産業活性化施設を設置することに伴い、条例を制定するものでございます。

次に、議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について申し上げます。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行による公営企業法の改正ということで、毎事業会計年度に生じた剰余金の処分の手続を条例で定める。そういうことができるようになり

ましたので、平成26年度からの新しい会計基準の適用にあわせて、水道事業の財政的基盤を確立し、その健全な運営を図るために条例を制定するものでございます。

続いて、条例改正に関する4議案について申し上げます。

まず、議案第10号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、中央教育審議会による特別支援教育に関する提言を受けて、教育委員会において適正就学指導委員会の名称が変更されることになりましたので、条例の規定を整備するものでございます。

次に、議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成26年度から職員研修の一環として、職員を首都圏に派遣する予定があるということでございまして、地域手当を支給することについての規定を設けるものでございます。

次に、議案第12号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正による税制改正に伴う規定の整備と、納税する方の納税機会を拡大するために市税の納期を変更することについて所要の改正を行うもので、鹿島市税条例、鹿島市税条例の臨時特例に関する条例及び鹿島市国民健康保険税条例の3条例を改正するものでございます。

最後に、議案第13号 鹿島市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これまで社会教育法で定められておりました社会教育委員の委嘱の基準について、地域主権一括法の施行により、その基準については条例で定めるということとなりましたので、関係規定を整備するものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

以上で本日の日程は終了いたしました。明日は休会とし、次の会議は5日午前10時から開き議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時46分 散会